



サラリーマンで副業個人事業主を始める！

行列のできるFP事務所プロデューサー 林 健太郎

By 林FP事務所

はじめに（ハマリそうなところだけポイントを）

- 副業所得が20万円以下なら確定申告不要。
- 会社に副業がバレたくない人は、住民税の納付を普通徴収にしておくのが無難。
- 必ずしも開業届は必要ない。よっぽど稼いで節税したいなら別。
 - 白色 特別控除なし
 - 青色 特別控除10万円、65万円→複式簿記
- サラリーマンの場合は青色申告することで脱サラ時に失業保険が受けられなくなるので注意。開業届を出しても、白色で頑張るのも手。

開業届の記入で気をつけるところ

個人事業の開業・廃業等届出書

長 出	納税地	<input type="checkbox"/> 住所地・ <input type="checkbox"/> 居所地・ <input type="checkbox"/> 事業所等(該当する) (〒 -)	
	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある (〒 -)	
→	フリガナ		
	氏名	(印)	
	個人番号		
	職業	フリガナ	屋号

- 開業届の「個人番号」にはマイナンバーの個人番号を記入する

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所